

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理 ① 公有財産維持・管理のための組織体制について	公有財産の網羅的な把握及び長期的視点による全庁横断的な対応をより有効かつ効率的に実施するためには、相応の規模の人的構成、権限、予算等をもった部署の設置や、トップからの強力な後押しが望まれる。	12	公有財産の維持・管理のための組織体制については、資産管理課を中心に進めることとしており、これまでも体制整備を図ってきているところですが、より効果的・効率的な維持・管理が進められるよう、ご指摘の点を踏まえてさらなる体制整備に努めます。 また、公有財産の一元管理に関しては、情報の集約等を進め、今後の維持・管理にも活用していきます。	措置等を講じた
2	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理 ④ 公有財産の実態調査について	財務規則に定める公有財産の実態調査は、各所管部署において実施されており、資産管理課ではその実施状況については把握していない。また資産管理課での当該実態調査においては、主に物件に動きがあった場合等に現況を確認している程度で、定期的かつ網羅的な実態調査は実施していない。公有財産の実態調査の方法として出来るだけ網羅的な実施が望ましい。また各所管部署での実態調査の実施状況についても、一括して把握することが望ましい。	17	当課において、将来的には公有財産全てを網羅的に状況調査を実施することは課題と認識しております。現状は、各財産管理課で状況を必要に応じて把握し、当課へ報告することで足りると考えております。しかしながら、実態調査が不完全な状況も見受けられるため、財産管理において定期的な調査の重要性の周知を図っていきます。	措置等を講じた
3	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理 ⑤ 未登記物件について	現在市には未登記となっている公園が存在する。 市が公園として現状利用している土地の登記上の所有者が市ではない第三者であるという現在の状況は法的に不安定な状況であり、対応が必要であると考えます。	18	未登記公園については、これまでも解消に向けて協議等を行ってきましたが、今後も引き続き公園としての維持管理に努めながら、所有者の動向に注視し交渉の機会を伺って参ります。	検討中
4	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理 ⑤ 未登記物件について	現在市には未登記となっている道路用地が存在する。 未帰属公園と同様、第三者への所有権移転等のリスクもあるため、対応が必要であると考えます。また、旧沼南町の未登記道路用地についてはまず現状の把握が望まれる。	18	旧柏市においては、昭和20年代町制時代よりの未登記、未処理の台帳が存在し、現所有者からの申し出等により処理を行ってきているが、旧沼南町については、未登記、未処理の道路については把握できておらず、今後、道路台帳敷地図の整備により把握できるようになるため、その完成後、未登記・未処理事物の台帳整備、処理方法について検討していきます。 しかし、それまでに個々に必要となった場合には、所有者の理解を得て処理を進めていきます。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ 報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分	
5	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理	⑥ 未利用公有財産の網羅的把握と対応体制について	<p>現在市が実施している未利用地の把握方法についてはいくつかの改善余地があるものとする。</p> <p>ア. 未利用地の判断について、所管部署に一任されていること 未利用地の判断について、各所管部署の判断に統一性を果たせるよう、具体的な基準を設けることが考えられる。</p> <p>イ. 報告されている未利用地の内容が限定的である。 潜在的な未利用地を全庁的に把握することによって、単独では売却及び利活用が困難な土地でも、隣接地や近隣地等と合わせれば利用可能性や売却可能性等が高まる場合も考えられるため、その実施を検討されたい。</p> <p>いすれにしても、土地の利活用や売却はタイミングが重視されるため、非効率な利用も含めた潜在的な未利用土地について、タイムリーかつ網羅的に市全体として実態を把握し、中長期的に検討することが望まれる。</p> <p>ウ. 対象は土地だけでなく、未利用建物等は対象外となっていること 建物についても、土地ほどではないが耐用年数も長期で売却も考えられるため、土地と同様に検討対象とすることが望ましい。また、利活用又は売却が困難であるとしても未利用建物を網羅的に把握することは、施設管理の側面からも有用であるとする。</p>	19	<p>平成24年度以降の未利用公有財産の網羅的な把握については、包括外部監査の意見を踏まえて、非効率な土地利用状況票を新たに設け状況把握を行いました。引き続き、未利用地の判断基準などの統一性を図るための基準作り、全庁的な把握についてのシステムづくりについては、実施に向けて研究していきます。</p> <p>また、建物についても、売却及び施設管理の面からも網羅的に状況を把握することは有効であるため、必要な措置を検討していきます。</p>	検討中
6	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理	⑦ 未整理地について	<p>公有財産台帳において未整理となっている土地(旧沼南町との合併によって取得した土地)がある。 未整理地はその状況を把握し、適切に管理する必要があると考える。また筆ごとの登記の有無についても確認する必要があると考える。更に未利用地については、その利活用について検討されたい。</p>	22	<p>旧沼南町との合併により取得(旧沼南町が合併前に取得済み)した土地については、合併により柏市に引き継がれています。取得経緯や利用状況等不明な点も多く見受けられるため、追跡調査を実施し、順次状況把握に取り組んでいきます。</p>	措置等を講じた
7	公有財産の維持管理に関する検討結果	意見	3. 公有財産の維持管理	⑧ 公有財産台帳及び公有財産管理システムについて	<p>手書台帳(公有財産台帳)及びシステム台帳(公有財産管理システムにより作成される台帳)には以下の問題点が見受けられる。</p> <p>ア. 手書台帳の公有財産の分類が、マニュアルに記載されている分類と整合していない。</p> <p>イ. システム台帳には、手書台帳に記載されている「工作物」が含まれていない。</p> <p>ウ. システム台帳に登録されている公有財産の分類がマニュアルに記載の分類と整合していない。</p> <p>公有財産のマニュアルの内容を見直すことが必要である。次に見直されたマニュアルを周知させ、適切に運用することが必要であるとする。</p>	23	<p>現在、手書台帳(公有財産台帳)とシステム台帳(公有財産管理システム)の2つの手法を用いて公有財産を管理しています。互いに連携して補完するシステムとなっているが、事務の煩雑化や入力作業の手間などを考えると一本化することが有効であると考えています。しかしながら、マニュアルとなる手引きは、現在、その所在及び必要性等不明な点も多く、現時点での見直しは今後のシステム統一を鑑みると、その必要性は必ずしも高いものとは考えにくいことから、新システムの導入時に合わせて、マニュアル及び手引書を全面見直しをすることとします。</p>	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
8	建築物の耐震化に関する検討結果	意見	4. 建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月1日現在の耐震化未対応の建築物のうち、現在使用を中止し建築物内に人が侵入していないこと、または今後取り壊し予定があること等から緊急の必要性はないとして、診断が実施されていない物件がある。 少なくとも耐震判断くらいは全ての建築物に実施しておくべきではないかと考える。 市は東日本大震災の影響を勘案したうえで、学校については耐震化の目標年次を2年前倒し、平成27年度までとしているが、学校以外の市有建築物については目標年次を変更せず、平成29年度のままとしている。 学校以外の市有建築物についても、耐震化目標年次を前倒しすることの検討が望まれる。 	27	<ul style="list-style-type: none"> 使用中止であっても倒壊し人命の危険性がある建築物、緊急時に使用する建築物及び解体予定になっている建築物については、施設所管部署と協議し、財政状況を踏まえ耐震診断を実施を行うか検討していきます。 学校施設以外の耐震化がされていない市有建築物については、施設所管部署と協議し、国の補助金等の導入を考慮しながら、前倒しを検討していきます。 	検討中
9	市有施設のアスベスト対応に関する検討結果	意見	5. 市有施設のアスベスト対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全課のアスベスト対応状況の捕捉について <p>環境保全課は市有資産のアスベスト対応担当部署として、各所管部署の実施した資産ごとのアスベスト対応状況をタイムリーかつ網羅的に把握し、適時に更新したホームページ等により、市民に適切に開示する必要があると考える。なお、往査時点で更新されていなかったホームページは、12月22日付で更新されている。</p>	30	対応済みです。	措置等を講じた
10	市有施設の修繕計画に関する検討結果	意見	5. 市有施設の修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 市有建築物における修繕計画の実施について <p>本来、市有施設の修繕は、各所管部署の予算状況によって決められるべきではなく、市全体の保有施設の中で、最も緊急性や必要性の高い施設が優先的に実施されるべきである。そのため、市有建築物を統一的に管理する部署を設置し、市全体の観点で市有施設の修繕計画を策定し、効率的かつ効果的な修繕を実行することが望まれる。</p>	31	市有建築物の統一的な計画修繕については、當繕管理室を中心に進めることとしているところですが、優先順位に基づいた計画的な修繕が進められるよう、優先度判断のための現地調査の方法や改修方法等についての見直しを行い、修繕計画に反映していきます。	措置等を講じた
11	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について ア. 未利用地(行政財産)の状況	<ul style="list-style-type: none"> No.1 福祉施設用地 <p>本件の土地は敷地内に東京電力の鉄塔及び送電線があり、居住用のマンションや戸建住宅の開発にも課題が残る。しかし、現状のように未利用地のまま保有し続けるのではなく、まずは、現在検討している不法駐輪自転車置き場として活用を進める、あるいは、他の用途での利活用を再検討することが望まれる。また、利活用が困難で売却する方針となった場合、例えば、賃貸用住宅開発用地としての売却の可否というようなアイデアを組織的に検討し、処分方法を模索することが望まれる。</p>	36	障害者自立支援法における、障害者就労支援事業の圃場としての利用の可能性を検討中です。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
12	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について ア. 未利用地(行政財産)の状況	No.2 (仮)西部老人福祉センター等建設用地 No.16 (仮)西部老人福祉センター等の進入道路用地他 市としては、現状、本件の土地が森となっていることから、「カシニワ」等、緑を活かした施設としてNPO法人等に無償貸与し活用することを考えている。このような活用方法も未利用地の有効活用の一つと思われる。 また、近年の高齢化社会の進行を考慮すると、老人福祉施設へのニーズは本件の土地の取得時以上に強まっていると思われる。例えば、本件の土地を利用して民間事業者等に福祉施設の建設及び運営を促すことなども、有効活用につながると思われる。いずれにしても、市民のニーズや利用見込み等の要素を十分に勘案の上、市の方針を決定することが望まれる。	39	平成24年度から26年度までの計画である、第5期柏市高齢者いきいきプランに基づく福祉施設の整備において、今後、この土地を利用した民間事業者による施設の建設及び運営を予定しています。	措置等を講じた
13	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.1 あかね町県警待機宿舍用地 接道部分が狭く、建築基準法の制約から駐車場用地として活用することなど、現状の更地のままでの利活用を検討することとなると思われる。また、本件のような場合には、民間の不動産業者等のアドバイスを受けるなどの方法も一案と思われる。	40	意見を踏まえて、活用方法の意見等を民間専門事業者等に求めていきます。	措置等を講じた
14	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.2 根戸団地(A・B跡地)普通財産 本件の土地は、市営住宅用地として買入れにより取得された土地であり、住宅用地として利用されることが自然で有効な活かし方ではないかと思料される。 市では、市営住宅建設計画が無くなり、普通財産に種別替えてから相当の期間にわたり具体的な売却の検討を実施していなかった。 早期の売却を推進するよう努力することが望まれる。	42	売却候補地として、具体的な販売方法の検討に着手していきます。	措置等を講じた
15	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.4 根戸高野台普通財産 市営住宅用地として買入れた土地であるが、その用途は終了しており未利用となっている。 本件の土地は高低差のある土地で、隣接する法敷きは国有地で擁壁工事を含む造成が必要な状態であるため、国と一体となって検討する必要はあるものの、第一種住居地域内の土地であり、高台にあり見晴らしも良く、周囲には住宅が密集していることから、当初の用途終了後速やかに売却の方針を固め、販売活動を実施していれば、住宅用地として売却できた可能性があったと思われる。 売却可能な不動産については、売却決定後は適時に売却することが重要であると思われる。	44	一部の用地については、町会へ広場として貸付を行い、有効利用を図っています。その他活用されていない土地については、引き続き活用方法を検討していきます。 なお、当該地は高濃度放射線量確認場所であり、除染後の除去土壌等の一時保管場所となっていることから、当分の間は、売却は困難な状況と考えます。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
16	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.6 宿連寺字上谷普通財産 従来教職員住宅として利用していたが、現状は更地となっている。第一種低層住居専用地域内の土地であり、周囲は住宅街であるため、住宅用地として利用されることが本件の土地の最も有効な活かし方ではないかと思われる。基礎杭や浄化槽の撤去という残処理は残るものの、住宅用地として売却することは困難ではないと思われるため、売却を検討しているのであれば、早期に実施することが望まれる。	46	今年度の売却候補地として、具体的な販売方法の検討に着手していきます。	措置等を講じた
17	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.7 篠籠田字下須原普通財産 ・市としては税収の平準化を図るため、長期間にわたり分割して売却してきたが、現時点においても売れ残っている区画が5区画ある。不動産を長期間保有することにより負担することとなる相場の変動リスクを勘案すると、売却可能な不動産については、売却決定後は適時に売却することが重要であると思われる。残りの5区画についても早期に売却を行うことが望まれる。 ・市では定価公募により売却する土地について周知を図る方法として「柏市ホームページ」、「近隣センターに設置したポスターとパンフレット」及び「広報かしわ」での開示のみが実施されている状況にある。より売却を容易にするためには、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。 このような点も勘案し、売却のために努力することが望まれる。	48	残り5区画について、定価公募売却を実施しました。その結果、1物件が売却となりましたが、残り4物件についても引き続き募集を行い、早期売却に努めていきます。 また、効果的な周知方法についても、引き続き検討を行っていきます。	措置等を講じた
18	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.10 豊四季教職員住宅跡地普通財産 本件の土地は、駅が近く利便性が高い地域にあり、住宅用地や店舗用地として利用されることが自然で有効な活かし方ではないかと思われる。敷地内の建物の耐震性も勘案すると、市の方針通り速やかに売却することが望ましい。	50	平成23年度に一般競争入札による売却物件としての募集を行い、落札者が決定し、土地売買契約を締結しました。	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
19	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.11 豊四季字低見台普通財産 本件の土地はどちらも寄附により取得した物件であり、周囲が閉鎖されており、接道路幅が狭く、利活用の方法が見いだせない状況となっている。 ①については、寄附者の意向があるため、寄附者に他の用途への変更や売却処分について理解を求めることが望まれる。 本件の土地は、敷地の接道部分を除いては、閉鎖された土地であり、また、接道部分も狭小なため、実際には近隣地権者への売却交渉によらざるを得ないと思われる。 寄附者の理解が得られず、売却が困難となった場合、寄附者への返納を検討することが望まれる。 ②については、隣接する土地も市有地であり、一体として運用するような利活用の方法や、あるいは一括売却をも視野に入れて今後の方針を検討することが合理的ではないかと思われる。 また、今後は現時点で未利用地として俎上に上がっている資産のみならず、当該土地のような未利用地予備軍等も含めて捕捉することで、一体として利活用又は処分の方法を検討することにより価値が増加するようなケースもありうるため、未利用地の捕捉方法を見直すことが望まれる。	53	南柏東口土地区画整理事業予定地内の寄附による土地であり、区画整理事業が施行されれば、接道も良くなり利用勝手は大きく変化するものと考えられます。しかしながら、現時点では、区画整理事業の見込みも立たず、現在の土地利用も限定的となっているため、意見を踏まえた返納や活用方法の意見等を民間専門事業者等に求めて、ほかの土地との一体的利用を検討してきます。	措置等を講じた
20	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ① 現場視察により状況を確認した未利用地について イ. 未利用地(普通財産)の状況	No.15 柏市社会福祉センター 本件の物件は、見晴らしがよく、東武野田線新柏駅近隣という好立地条件の住宅用地上の物件であるため、売却も可能と思われる。 残存する建物の耐震性に関する状況を勘察すると、本件の物件については、できるだけ早い段階で売却することが望ましいと考える。	55	・本施設が用途廃止された平成19年から、売却に向けた解体費用の設計及び予算要望を行なってきました。 ・市関係部署(資産管理課・都市計画課)と協議を行ない、施設解体費用込みでの土地売却に向けた取り組みを行い、財産処分の結論を出すようにします。	措置等を講じた
21	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ア. 平成23年度に現状で処分する方針の未利用地	No.8 若柴字入谷津普通財産 No.9 花野井字尾井戸普通財産 市としての利活用が困難と考えている土地であれば、速やかに売却することが望ましい。 応募がないような場合には、公募する物件の周知の方法及び公募金額の設定という側面から、以下の点について検討することが望まれる。 まず、公募する物件の周知の方法について、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。次に公募金額の設定について、公募する物件の周知の方法を改善してもなお、継続的に買い手が付かないような場合には、現状、不動産鑑定評価の結果を基礎として決定している「適正な時価」の見直しを検討する余地があるのではないかとと思われる。	59	周知方法については、検討し少しでも広告効果を向上させるよう努めていきます。 「適正な時価」の考え方についても検討を進め、明確にルール化した運用を図っていきます。	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
22	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ア. 平成23年度に現状で処分する方針の未利用地	No.18 北部地域土地区画整理区域外先行取得用地 No.19 北部地域土地区画整理区域外先行取得用地	市としての利活用が困難と考えている土地であれば、速やかに売却することが望ましい。 応募がないような場合には、公募する物件の周知の方法及び公募金額の設定という側面から、以下の点について検討することが望まれる。 まず、公募する物件の周知の方法について、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。次に公募金額の設定について、公募する物件の周知の方法を改善してもなお、継続的に買い手が付かないような場合には、現状、不動産鑑定評価の結果を基礎として決定している「適正な時価」の見直しを検討する余地があるのではないかと思われる。	59 土地の売却につきましては、総務部資産管理課取りまとめのうえ行っています。 当課としましては、周辺のまちづくりを進め、当該地を魅力あるものにしていきたいと考えています。 なお、No.19の土地につきましては、平成23年度の資産管理課取りまとめの一般競争入札の結果、売却済みです。 No.18の土地につきましても、早期に売却先が決定するよう、資産管理課と連携を図っていきます。	措置等を講じた
23	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ア. 平成23年度に現状で処分する方針の未利用地	No.21 南柏区画整理事業に伴う過少宅地の救済地	市としての利活用が困難と考えている土地であれば、速やかに売却することが望ましい。 応募がないような場合には、公募する物件の周知の方法及び公募金額の設定という側面から、以下の点について検討することが望まれる。 まず、公募する物件の周知の方法について、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。次に公募金額の設定について、公募する物件の周知の方法を改善してもなお、継続的に買い手が付かないような場合には、現状、不動産鑑定評価の結果を基礎として決定している「適正な時価」の見直しを検討する余地があるのではないかと思われる。	59 一般競争入札により売却済みです。	措置等を講じた
24	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について イ. 平成24年度～26年度に条件整備して処分する方針の未利用地	No.2 布施新町四丁目普通財産 No.5 菅平かしわ荘跡地普通財産	これらの土地は、市としては利活用の方法を見いだせず、また、現状では売却に制限があるため、売却のための条件を整備した後に処分する方針の未利用地である。 ・布施新町四丁目普通財産は移動交番開設用地としての活用できるのであれば特段指摘すべき事項はないが、調整がうまくいかず、やはり有効に利活用できないこととなった場合には、売却を検討することが望まれる。 ・菅平かしわ荘跡地普通財産は、上信越高原国立公園に属する菅平高原にある市の福利厚生施設跡地である。観光地に存する土地であるため、市自らが利活用できない場合には、例えばスポーツや、キャンプなどのイベント、あるいはその他の用途で当該土地を活用できる民間業者等の有無を検討し、該当者があれば貸与して有効活用してもらいたいことが望ましい。このような活用方法が見いだせないのであれば、売却を検討することが望まれる。	62 布施新町の土地については、現在地元町会等と調整中ではありますが、市の財源確保の必要性から売却を検討していることも報告しています。調整結果を踏まえ土地活用を進めて行きます。 菅平用地については、管理費が低額なため早急に売却するメリットと不法投棄や火災などのリスクを考えたデメリットの検討がされていない状況にあります。今後は、売却のみならず活用方法の意見等を民間専門事業者等に求めています。	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
25	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について イ. 平成24年度～26年度に条件整備して処分する方針の未利用地	No.23 しいのき台高柳新田線 この土地は、市としては利活用の方法を見いだせず、また、現状では売却に制限があるため、売却のための条件を整備した後に処分する方針の未利用地である。 ・しいのき台高柳新田線の土地は、都市計画道路の残地であり市としては利活用の方法が見いだせない状況にある。水道、下水道及びガスの供給が可能であれば売却の方法を検討することが望まれる。 供給ができないことが判明した場合には、市が単独で売却の方針を検討することは容易ではないと考えられるため、例えば、民間の不動産業者等のアドバイスを受けるなどの方法も視野にいれ、売却の方針を検討することが望まれる。	62	ガスについてはプロパン対応, 上水道については引きこみ可能, 下水については、公共枡の設置位置を考慮すれば引込み可能です。不動産鑑定士に売却できる条件等の聞取りを行い方針を検討していきます。	検討中
26	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.3 みどりの広場 この土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67	資産管理課と種別替えについて協議が整ったため、種別替えに向けて手続中であり、年度内には完了予定である。	措置等を講じた
27	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.4 柏市立土中学校 この土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67	隣接地権者への売却または、教材用農地としての活用を視野に検討中です。ただし、農地として活用する場合には、近隣地権者との通行権設定等の交渉を行う必要があります。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
28	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.12 藤心ふるさと会館用地 No.13 南部ふるさとセンター No.14 梅林町会ふるさとセンター倉庫用地 これらの土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67	No.12については、土地が狭小であり、隣はお寺の用地で反対側の隣は同じく狭小の土地である為、単独での処分は難しいことから、お寺側と反対の地権者に購入の意思があるか、今年度中に確認を行います。 No.13については、防火水槽等の埋設物を所管している部署と埋設物の大きさ等の確認を行い、影響のない範囲に分筆し、処分を行うよう検討します。 No.14については、土地が狭小であることや公園や防火水槽に囲まれた土地であり処分は難しいことから、公園緑政課で行っているカシニワ制度の貸出の検討を行います。	検討中
29	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.17 身体障害者通所授産施設建設に伴う代替地 この土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67	現在は、市街化調整区域にある土地であるため、関係機関や近隣福祉施設(社会福祉法人緑の会)にヒアリングをし、調整を行っています。	検討中
30	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.20 柏ふるさと公園代替用地 この土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67	当該の対応について、農地であるということから農政課への所管替え案及び、公園用地買収の代替地案など検討してきましたが、結論には至っていません。今後も他課への所管替え及び代替地としての処分等検討します。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
31	未利用地に関する検討結果	意見	7. 未利用地 ② 主として質問により状況を確認した未利用地について ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地	No.22 都市計画事業代替地(柏下地先)	この土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。 このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われるため、十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。 そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。 また、なお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。	67 不動産鑑定士に売却できる条件等の聞取りを行い方針を検討していきます。	検討中
32	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する検討結果	意見	8. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付	① 行政財産の使用料の減免について	減免については減免理由等を詳細に記載した申請書等により適切な承認手続を実施することが望ましい。また減免自体を減らす方向で検討することが望ましいと考える。 なお、市の担当者からは平成23年4月1日付で取扱基準を定め、運用しているとの回答を得た。 今後は新たに策定された当該取扱基準の適切な運用が望まれる。	71 平成23年4月1日付けで「行政財産使用許可取扱基準」を定め、統一的な運用を開始したところ。ご意見のとおり、減免については基準があるものの、該当要件についても詳細理由等が記載されていないケースもあり、平成24年度からの許可申請については、詳細理由書の添付を義務付け、減免申請もあわせて提出するように徹底を図りました。引き続き、当該取扱基準の適切な運用を図っていきます。	措置等を講じた
33	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する検討結果	意見	8. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付	⑤ 十余二字中大塚普通財産について	市は全く墓地の管理には関与していないため、市の所有自体が実質を伴っているものとは言えない。このような土地について、必ずしも市が所有する必然性はないと考えられるため、管理組合ないしはその代表者等に対して、返還等を検討することが望まれる。	77 市が所有する必要性は低いものと思われることから、返還等も視野に入れて協議を進めていきます。	検討中
34	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する検討結果	意見	8. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付	⑥ 旧並木敷(普通財産)について	並木敷きの土地については長期間土地の権利関係が不明確となり、法的な権利関係があいまいな状況が継続している。不明確な権利関係を整理し、法的に所有権の所在を明らかにする方策を検討することが望まれる。	77 長期的に権利関係が不明確のまま、一律な対応が取れないことから、方針を決定できない状態が続いています。法的な見解を踏まえて、できるだけ早く解決への糸口が見出せるよう関係機関と協議を続けていきます。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
35	不動産に関する 検討結果	意見	10. 不動産に係る 総括意見	<p>今後はライフサイクルコストの考え方やファシリティマネジメントをより一層視野に入れた事業の執行が望まれる。</p> <p>市有不動産を所管部署を超えて全庁的・一元的に管理し、状況を把握することにより、不動産が有効・効率的に利用されているか、そのためのコストは適切か、また、潜在的な未利用不動産すなわち将来の未利用予備軍はないか、近隣の市有不動産と一体的な利活用により相乗的な効果が期待できる物件はないか、未利用不動産の効率的な利活用あるいは処分はどうか、等々、中長期の視点で有効活用を検討することが必要と思われる。そのために、当該機能、権限を持ち合わせた部署を設置あるいは特定することが望ましい。</p> <p>不動産に関するノウハウは専門的であることも多く、全庁的な不動産管理のため、利活用や処分の場面において、例えば、民間デベロッパーのノウハウを利用すべくアドバイザーとして活用することも一考ではないかと考える。</p>	83	<p>公有財産の全庁的・一元管理については、昨年度から実施に向けて検討をスタートしました。</p> <p>公有財産の有効・効率的な視点に立ったファシリティ・マネジメントについても、関係部署と協議を開始し、今後のあり方について継続的に検討を進めていくこととしました。</p> <p>なお、未利用地の売却については、経営アクションプランに位置付けているとおり、財源確保や維持管理費の削減等今年度も積極的に進めていきます。</p> <p>民間ノウハウの活用については、今年度から実施していく予定です。</p>	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ	報告書	措置等対応状況の区分	
1	物品管理全般に関する検討結果	意見	②現物調査の実施方法のマニュアル化の検討			99	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
2	物品管理全般に関する検討結果	意見	③現物調査方法の見直しの検討	ア. 現物調査実施者		100	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
3	物品管理全般に関する検討結果	意見	③現物調査方法の見直しの検討	イ. 現物確認方法		100	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
4	物品管理全般に関する検討結果	意見	③現物調査方法の見直しの検討	ウ. 現物調査結果の提出方法		100	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
5	物品管理全般に関する検討結果	意見	③現物調査方法の見直しの検討	エ. 現物調査の実施状況及び調査結果の内容の確認		101	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	検討中
6	物品管理全般に関する検討結果	意見	④一般物品の現物調査の頻度			101	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
7	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑤物品一覧表への記載方法の見直し			101	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	検討中
8	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑥物品一覧表における配置場所の記載の検討			102	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	検討中
9	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑦寄贈物品の台帳記載方法のルール化			102	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	検討中
10	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑩リース物品の統一的な管理	ア. 統一的な管理部署の不存在		104	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	検討中

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
11	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑩リース物品の統一的な管理 イ. 管理方法の整備	・リース物品についても購入備品と同じレベルで管理する必要があると考える。	104	上記に同じ	検討中
12	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑪学校における物品の台帳記載 イ. 学校物品の統一管理(物品一覧表と各学校の手書き台帳との関係)	・新システム導入後は保有物品のすべてを登録する必要がある。教育委員会と会計課は連携を図ってこれに対応する必要があるものとする。	105	平成24年4月24日付け文書で、学校備品の登録について「柏市財務規則第283条」に基づき、全ての備品について「備品システム」への登録を依頼しました。今後、会計課と連携を図って行きます。	措置等を講じた
13	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑫教育委員会によるモニタリング	・教育委員会は、学校物品についてその管理の一部を学校に委ねるのであれば、台帳記載方法や現物調査方法を詳細に定め、さらに学校に対して適切なモニタリングを実施すべきである。	106	「備品システム」の登録方法は、学校事務職員のプロジェクト部会と定期的に打ち合わせを行い、周知、改善を図って行きます。また、学校に対して定期的なモニタリングも実施します。	措置等を講じた
14	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑬市立小中学校全体としての物品管理について	・効率的な物品管理を達成するために、すべての物品管理をシステム化により対応し、物品の使用状況に関する情報を共有化して学校間で物品の融通を図り、不必要な物品の購入を防いだり、余剰物品についての所管換や転用等を行うことが望まれる。	106	各学校備品の登録時に、「貸出可」の登録をすることで、他校が「貸出可」の備品を確認でき、貸出しを学校間で容易に行えるシステムになっています。また、余剰物品の所管換えにより、不要な購入を防いでいきます。	措置等を講じた
15	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑭PC等情報機器のセキュリティ	・担当課が独自に調達したPC等情報機器については情報政策課がその所管部署になるなど所管部署の検討も含めて統一的なセキュリティを構築すべきである。 ・市立小中学校等の情報機器については、情報政策課と教育研究所が連携を図ってセキュリティ対策を講じることが望まれる。	106	市役所内部のセキュリティレベルは、システム所管部署に対し、定期的にセキュリティチェックを行うことで一定水準を保つこととします。学校との連携については、市役所と教育現場とでは状況が異なるためセキュリティポリシーを各々定めています。セキュリティ対策は、セキュリティポリシーに基づいて行うため、可能な部分は情報交換し、共通理解を深めたいと考えています。	措置等を講じた
16	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑮組織再編時の手続 ア. 旧沼南町との合併時の物品の受け入れ手続	・旧沼南町との合併時の台帳登録の際には、後日検証可能となるよう記載を整理・保持しておくべきであったと考える。 ・今後の組織再編の際には注意が必要である。	107	今後の組織再編の際には十分注意し整理・保管を徹底して参ります。	措置等を講じた
17	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑮組織再編時の手続 イ. 保健所業務について千葉県から引き継いだ際の手続	・保健所業務移管時に物品の現物だけではなく台帳等も引き継ぐべきであり、台帳と現物との突き合わせを行って登録誤りがないように確認すべきであったと考える。 ・今後の組織再編の際には注意が必要である。	107	今回の指摘事項に基づき、組織改変等の際には注意して行きます。	措置等を講じた
18	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑮組織再編時の手続 イ. 保健所業務について千葉県から引き継いだ際の手続	・保健所業務移管時に物品の現物だけではなく台帳等も引き継ぐべきであり、台帳と現物との突き合わせを行って登録誤りがないように確認すべきであったと考える。 ・今後の組織再編の際には注意が必要である。	107	・今後組織再編または物品移管をおこなう時は、台帳と共に物品を引き継ぎ、登録に誤りがないように確実に確認をおこなうことにします。	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ	報告書	措置等対応状況の区分
19	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑯部署を跨いだ共同調達の拡大の検討	・現状も部署を跨いだ共同調達の考え方が一部では採用されているが、採用範囲の拡大について検討する余地があると考え。特定の物品について購買需要が高まると予想される場合には部署間の連携を図り、共同調達を検討すべきである。	108	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等を講じた
20	物品管理全般に関する検討結果	意見	⑯部署を跨いだ共同調達の拡大の検討	・教育委員会も共同調達の拡大を検討するとともに市長部局と連携して事務コストを含めたコスト削減を図ることを検討されたい。	108		措置等を講じた
21	消防局警防課	意見	イ. 台帳記載・整備	a. 「一式」で物品一覧表に記載されている物品について ・車両購入時に一式で購入した資機材について車両とは分けて個々の資機材ごとに物品台帳に記載すべきである。	111		措置等を講じた
22	消防局警防課	意見	ウ. 不稼働・未利用・余剰物品	a. 不稼働物品等の把握について ・各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握すべきである。	111		措置等を講じた
23	消防局救急課	意見	イ. 台帳記載・整備	a. 「一式」で物品一覧表に記載されている物品について ・資機材は各々交換や移動が可能であり、個々に管理を行う必要があり、台帳登録も分けて行うべきである。	112		措置等を講じた
24	消防局救急課	意見	オ. 不稼働・未利用・余剰物品	a. 不稼働物品等の把握について ・各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握すべきである。	113		措置等を講じた
25	消防局総務課	意見	イ. 現物調査方法	a. 調査対象の網羅性の欠如 ・物品一覧表において全ての物品について配置場所を記載する等の検討を行うべきである。	115		措置等を講じた
26	消防局総務課	意見	ウ. 台帳記載・整備	a. 台帳への配置場所の記載について ・物品一覧表において全ての物品について配置場所を記載する等の検討を行うべきである。	115		措置等を講じた
27	消防局総務課	意見	ウ. 台帳記載・整備	c. 寄贈物品の登録漏れについて ・寄贈物品の台帳記載方法についてのルール化を検討すべきである。	116		措置等を講じた
28	消防局総務課	意見	エ. 取得・返納・廃棄・所管換手続	a. 部署間の連携による共同購入の検討について ・各部署で一定の需要が発生すると見込まれる場合には部署間の連携や共同購入を検討すべきである。	116		措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目		主な内容	報告書 ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
29	消防局総務課	意見	オ. 不稼働・未利用・余剰物品	a. 不稼働物品等の把握について	・各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握するようにすべきである。	117	使用頻度の多い物品についてはこれまでも故障等による不稼働等の情報は随時収集し修理など対応してきたところですが、今回の一斉調査で全ての備品に同様の対応をしました。今後も年一回以上の一斉調査を実施し正確な情報収集を行います。	措置等を講じた
30	東部消防署	意見	イ. 現物調査方法	c. 現物確認方法について	・物品一覧表から現物と照合するのみでなく、現物から物品一覧表と照合することも必要である。	119	・平成23年9月に備品の再確認調査を実施した際に、配置部署から物品一覧表に無い物品の報告をしてもらうようにしました。(総務課) ・主管課課員立会いのもと資機材調査を行い、備品・資機材の管理を所属ごとに明らかにしました。(警防課) ・備品一覧表に未記載の物品について使用の可否も含めて調査を依頼し、その報告に基づき救急課で現地調査を実施しました(別紙2参照) (救急課)	措置等を講じた
31	西部消防署大室分署	意見	ア. 現物調査方法	b. 現物確認方法について	・物品一覧表から現物と照合するのみではなく、現物から物品一覧表と照合することも必要である。	121	・平成23年9月に備品の再確認調査を実施した際に、配置部署から物品一覧表に無い物品の報告をもらうようにしました。(総務課) ・主管課課員立会いのもと資機材調査を行い、備品・資機材の管理を所属ごとに明らかにしました。(警防課) ・備品一覧表に未記載の物品について使用の可否も含めて調査を依頼し、その報告に基づき救急課で現地調査を実施しました(別紙2参照) (救急課)	措置等を講じた
32	西部消防署大室分署	意見	イ. 台帳記載・整備	a. 物品一覧表に記載されていない物品について	・物品については予備のポンプも含めて台帳に記載しなければ管理が困難となるため台帳記載する必要があり、また、訓練用の物品であっても台帳登録をする必要があると考える。	122	主管課課員立会いのもと資機材調査を行い、備品・資機材の管理を所属ごとに明らかにしました。 物品返納後、訓練用として活用する場合は警防課管理番号を貼付して所在を明確にし管理します。	措置等を講じた
33	西部消防署富勢分署	意見	ア. 現物調査方法	b. 現物調査結果の保存について	・現物調査結果は市の保有する物品の調査結果を表わすものとして重要な書類である。調査結果が行方不明とならないよう、保管体制の徹底が必要である。	123	今後の調査の際に調査結果の文書の保存についても合わせて通知することとします。	措置等を講じた
34	西部消防署富勢分署	意見	イ. 台帳記載・整備	a. 台帳に記載されていない物品について	・実際に使用している物品を台帳に記載しない場合、廃棄や所管換えがあっても当該事実を物品一覧表に反映させることができない等、結果として管理が困難となる。建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれた物品についても漏れなく台帳に記載することが望まれる。	123	該当する備品について台帳に登録しました。	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
35	北部クリーンセンター	意見	ア. 往査時現物確認結果 b. 不稼働物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・使用可能か否かを確認するとともに、今後使用予定があれば整備する必要がある。財務規則第276条の物品(供用不適品)に該当する場合には、所定の手続きを実施する必要がある。 ・当物品は高額な車両であり、遊休化当初に売却等を検討すべきであったと考える。 ・現在使用している機材に今後同様の事象が発生した場合には、売却等の検討を適時に行うことが望まれる。 	124	<ul style="list-style-type: none"> ・該当備品については平成24年6月に廃車の手続き完了、物品返納票を会計課に提出し、一連の事務手続きが終了しました。売却については、契約課において手続きが行われます。 	措置等を講じた
36	北部クリーンセンター	意見	ウ. 台帳記載・整備 a. 台帳に記載されていない物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に使用している物品を台帳に記載しない場合、廃棄や所管換えがあっても当該事実を物品一覧表に反映させることができない等、結果として管理が困難となる。建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれた物品についても漏れなく台帳に記載することが望まれる。 	125	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負の中で取得した備品については、再度、調査を行い工事備品として付番し、備品台帳に登録しました。 	措置等を講じた
37	北部クリーンセンター	意見	オ. 不稼働・未利用・余剰物品 a. 遊休物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・使用可能か否かを確認するとともに、今後使用予定があれば整備する必要がある。財務規則第276条の物品(供用不適品)に該当する場合には、所定の手続きを実施する必要がある。 ・当物品は高額な車両であり、遊休化当初に売却等を検討すべきであったと考える。 ・現在使用している機材に今後同様の事象が発生した場合には、売却等の検討を適時に行うことが望まれる。 	126	<ul style="list-style-type: none"> ・該当備品については平成24年6月に廃車の手続き完了、物品返納票を会計課に提出し、一連の事務手続きが終了しました。売却については、契約課において手続きが行われます。 	措置等を講じた
38	北部クリーンセンター	意見	キ. その他 a. 一般廃棄物の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各所から収集した一般廃棄物の再利用を図っているが、収集した一般廃棄物の取扱いについて市としての統一方針は存在しない。再利用の可否も含めて市としての方針を明確に定め、遵守する必要があると考える。 ・物品として利用することが認められるのであれば、物品一覧表に登録する必要があると考える。 	127	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再利用について、市としての方針が決定し、平成24年8月6日付で会計課より備品保管の確認依頼があり当センターにおいて備品として保管している不明品を抽出し確認書を提出しました。その後、再利用品として付番され備品番号シールを作成し貼付しました。 	措置等を講じた
39	南部クリーンセンター	意見	オ. その他 a. 一般廃棄物の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・北部クリーンセンターと同様、収集した一般廃棄物の取扱いについて市としての統一方針は存在しない。再利用の可否も含めて市としての方針を明確に定め、遵守する必要があると考える。 ・物品として利用することが認められるのであれば、物品一覧表に登録する必要があると考える。 	130	<ul style="list-style-type: none"> ・市の方針として、一般廃棄物の再利用品についても備品としての条件を満たすと判断されるものは、備品登録を行い管理していくこととなりました。 ・平成24年8月6日付の会計課からの確認依頼に基づき調査の上、該当する備品については登録済みです。 	措置等を講じた
40	学校教育課	意見	ウ. 台帳記載・整備 b. 物品使用者と記帳管理者の職務分離について	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳の記帳や現物調査はその物品を使用する教職員の職務から可能な限り分離すべきである。 	131	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳の記帳や現物調査は、その物品を使用する教職員を含む2名で実施することとしました。 	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ	報告書	措置等対応状況の区分
41	学校教育課	意見	エ. その他	a. 物品の過不足に関する情報共有について	132	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>今後は、物品の登録数を学校財務室が管理し、児童生徒数の推移を把握しながら、効率的な財産の共有化を図っていきます。</p>	措置等を講じた
42	柏第五小学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	b. 現物調査の証跡及び結果報告について	133	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>課程や結果について台帳に整理をしました。今後も実施していきます。</p>	措置等を講じた
43	柏第五小学校(学校教育課)	意見	ウ. 台帳記載・整備	b. 台帳記載	134	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>今後、該当する物品については、物品一覧表に記載します。</p>	措置等を講じた
44	柏第一小学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	b. 現物調査の証跡及び結果報告について	136	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>備品整理の計画を綿密に立てて行い、結果は台帳に記入済しました。</p>	措置等を講じた
45	風早北部小学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	b. 現物調査の証跡及び結果報告について	138	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>現物照合をした後、台帳の整理を行います。</p>	措置等を講じた
46	柏第三中学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	a. 現物調査の実施頻度について	140	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>平成23年度末に現物調査を行いました。年度末業務の多忙期に行ったため、時間に余裕がなく、厳しい状況でした。備品の数もかなりあるので、今年度、市教委から夏季休業中の棚卸しの指示を受け、現物調査を行っていききたいと思います。</p>	措置等を講じた
47	柏第三中学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	b. 現物調査の証跡及び結果報告について	140	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>現物調査の方法についてはまだ徹底されていない部分がありますので、年1回の現物調査に合わせて、調査の方法や、その結果がわかるものの資料を作っていききたいと思います。</p>	措置等を講じた
48	柏第三中学校(学校教育課)	意見	カ. 情報セキュリティ	b. 情報(データ)の持ち出しの管理について	142	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p> <ul style="list-style-type: none"> USBの使用を系統的に制御するには、市によるシステム使用の変更が必要です。 USBメモリ使用時のパスワード設定を徹底します。 </p>	検討中
49	土中学校(学校教育課)	意見	ア. 往査時現物確認結果	a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致等について	143	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>机・椅子等については、金額にかかわらず備品登録する物品となっていますので、H24年度より導入した備品システムに入力し管理していきます。また、現物調査を容易に行うため、教室ごとの台帳を作成する等、担当職員に指示します。</p>	措置等を講じた
50	土中学校(学校教育課)	意見	イ. 現物調査方法	b. 現物調査の証跡及び結果報告について	143	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 <p>各教科及び管理主任に備品点検・整理について依頼して実施しました。結果は台帳に記入済みです。</p>	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ 報告書	改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
51	学校保健課	意見	イ. 個別物品の番号管理 a. 旧沼南町の物品番号シールが貼り付けられている物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に組織の再編の際には混乱が生じやすく、登録誤り等が発生しやすい状況にある。旧沼南町との合併時の台帳登録の際には、後日検証可能となるよう記載を整理・保持しておくべきであったと考える。 ・今後の組織再編の際には注意が必要である。 ・市は旧沼南町から引き継いだ物品のうち、市の物品番号シールがないものについて、台帳登録の必要性の適否について適切な対応をすることが望まれる。 	146	旧沼南町から引き継いだ物品につきましては、事務室内で継続使用しており、個々に見極め備品については柏市の物品番号シールを貼付いたします。	措置等を講じた
52	西原小学校(学校保健課)	意見	(給食室) ア. 往査時現物確認結果 a. 台帳と現物の不一致について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食管理システムにおける物品管理は数量管理にとどまり、物品ごとに管理番号を付番する等の個体管理はできないため、物品の個別管理には十分ではない。したがって、市の物品一覧表を用いた物品管理へと見直す必要があると考える。 	147	平成24年度より、新システム導入により個別シールを備品に個々貼付いたします。	措置等を講じた
53	西原小学校(学校保健課)	意見	(給食室) ア. 往査時現物確認結果 b. 不稼働物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な当該物品について、購入後に使い勝手の問題が認識されたのは購入前に特に機能面での検討が不十分であった可能性がある。 ・未使用となった時点で西原小学校は学校保健課と相談した上で適時に会計課に不用である旨の報告をすべきであった。また、学校保健課が学校物品の確認を実施していれば遊休物品の存在を把握できたと考える。物品の有効利用及び報告体制・チェック機能の不備の点で問題であり、改善すべきである。 	147	該当備品は、平成11年度購入設置のスプーン洗浄機であり、児童数が多く洗浄業務の効率を図り設置したのですが、往査時において、手作業にて洗浄実施しておりました。機器の有効活用を、調理委託業者に促すとともに、他校への所管換も含め、備品の有効活用を検討いたします。	検討中
54	西原小学校(学校保健課)	意見	(給食室) オ. 不稼働・未利用・余剰物品 a. 遊休状態となっている物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な当該物品について、購入後に使い勝手の問題が認識されたのは購入前に特に機能面での検討が不十分であった可能性がある。 ・未使用となった時点で西原小学校は学校保健課と相談した上で適時に会計課に不用である旨の報告をすべきであった。また、学校保健課が学校物品の確認を実施していれば遊休物品の存在を把握できたと考える。物品の有効利用及び報告体制・チェック機能の不備の点で問題であり、改善すべきである。 	148	購入当初、作業効率を考慮し導入した備品が、児童数の変化等により手作業でも間に合うことで、活用されないということの無いよう、学校と学校保健課間、調理委託業者間において、連絡を取り合い、他校所管換えも含め進めてまいります。	検討中
55	西原小学校(学校保健課)	意見	(保健室) エ. 不稼働・未利用・余剰物品 a. 未利用物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・西原小学校では余剰物品であっても他の学校等で利用できる可能性があることから、西原小学校は学校保健課等に適時に報告すべきであった。余剰物品について他校等での有効利用の可能性を検討すべきである。 	150	購入当初、作業効率を考慮し導入した備品が、児童数の変化等により手作業でも間に合うことで、活用されないということの無いよう、学校と学校保健課間において、連絡を取り合い、他校所管換えも含め進めてまいります。	検討中
56	中原小学校(学校保健課)	意見	ア. 往査時現物確認結果 a. 台帳未記載の物品について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食管理システムにおける物品管理は数量管理に留まっており、物品ごとに管理番号を付番する等の個体管理は不可能のため、物品の個別管理には十分ではない。したがって、市の物品一覧表を用いた物品管理へと見直す必要があると考える。 	150	小学校の給食室内物品については、平成24年度備品管理システムを導入、各学校栄養士が備品種類・個数等現物調査後に、システム入力し、個別シールを貼り付けます。学校保健課職員は、年度内に給食室内にて点検作業を行います。	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
57	保健所 地域健康づくり課	意見	ウ. 不稼働・未利用・余剰物品 a. 未利用物品について	・長期間故障状態としておくべきではなく、修理等の手続をすべきである。なお、購入時に必要性が高くなかったにも関わらず購入してしまったのであれば購入時の検討が不十分であったことになり、今後このような物品購入を改める必要があると考える。	153	必要台数を精査し、修理費用について予算要望を行なっています。	措置等を講じた
58	保健所 地域健康づくり課	意見	エ. 情報セキュリティ a. PCのパスワード変更について	・担当課が独自に調達・使用しているPCについて、個人情報管理のため、情報政策課が管理する情報PCとセキュリティレベルを合わせる必要があり、情報政策課がその所管部署になるなど所管部署の検討も含めて市として統一的なセキュリティを構築すべきである。	154	市として統一的なセキュリティ対策が望ましいと考えます。	検討中
59	保健所 衛生検査課	意見	イ. 不稼働・未利用・余剰物品 a. 未利用物品について	・現在未利用になっている物品はいずれも購入前の検討が不十分であったと考えられる。購入前に装置の必要性の検討や仕様書の検討を実施すべきであり、検収時のチェックを十分に実施すべきであったと考える。 ・使用見込がたたない場合には他の自治体の保健所等への譲渡も検討すべきである。	155	・今後物品を購入するときは、購入前に現場担当者との意見交換を十分に行い、機器の必要性・仕様書の検討を確実に行ったうえで購入することになります。 ・現在、使用の見込みがたち、有効に使用しています。	措置等を講じた
60	沼南支所総務課	意見	イ. その他 a. コインキット付コピー機の契約形態について	・一括調達することにより、契約金額を低廉に抑えるという規模の経済性を享受することができるため、一括調達が可能な物品については、情報政策課がこれを行うといった取り組みが重要であると考えられる。 ・情報政策課は各課で個別調達しているPCや複写機等の機器のボリュームを把握し、一括調達によるコスト削減効果について検討することが望まれる。	156	コインキット付コピー機につきましては、平成22年度に5年長期契約を締結しています。 今後は、情報政策課で一括して調達するよう検討しているとの連絡を受けています。 複合機の一括調達については、同一機能、同一契約期間、同規模使用枚数のものを複数調達することになった場合に効果があると考えていますので、これらの条件を満たす場合は一括調達の対象とします。しかし、各部署で一定量の調達予定があれば一括調達の効果が出るため、情報政策課等の特定部署が窓口になる必要はないと考えます。 また、使用者が直接調達に関与しない場合、使用者の管理意識が低下する弊害もあるため、一括調達が最適な手法だとは考えていません。	措置等を講じた
61	廃棄物政策課	意見	ア. 往査時現物確認結果 a. 備品と消耗品との区別について	・物品と消耗品との区別が難しいものについては、例えばそれが消耗品であれば、現物に消耗品であることを示すシール等を貼り付け、物品一覧表の登録対象外であることを明示する等の方策を検討することが望まれる。	156	全庁的な物品管理方法について、新たな規定が設けられた場合にはそれに従います。	検討中
62	廃棄物政策課	意見	ウ. その他 a. 市全体での一括調達の検討について	・一括調達することにより、契約金額を低廉に抑えるという規模の経済性を享受することができるため、一括調達できる物品については、情報政策課がこれを行うといった取り組みが重要であると考えられる。 ・情報政策課は各課で個別調達しているPCや複写機等の機器のボリュームを把握し、一括調達によるコスト削減効果について検討することが望まれる。	157	情報政策課における一括契約の対象となるよう調整します。	検討中

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ページ	報告書	措置等対応状況の区分
63	農政課(あけぼの山農業公園)	意見	エ. 不稼働・未利用・余剰物品	a. 使用されていない物品について	158	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
64	消費生活センター	意見	ア. 往査時現物確認結果	a. 物品一覧表記載数と現物の不一致について	159	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
65	消費生活センター	意見	イ. 現物調査方法	a. 分銅等の現物調査について	159	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
66	消費生活センター	意見	ウ. 台帳記載・整備	a. 物品一覧表への登録方法について	160	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
67	柏駅前行政サービスセンター	意見	イ. 個別物品の番号管理	a. 物品番号シールが貼り付けされていない物品について	161	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
68	その他	意見	ア. 車両の付保の管理	a. 付保管理簿と物品一覧表の照合について	162	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた
69	その他	意見	ア. 車両の付保の管理	b. 保険の契約について	162	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(物品)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
70	その他	意見	イ. ソフトウェアのライセンス管理について	・ソフトウェアの不正コピー等による損害賠償請求のリスクを避けるため、ソフトウェアのライセンス管理を市として強化していく必要があると考える。	163	ソフトウェアを使用している情報機器との関連付けも必要となるため、平成24年度に情報機器台帳と併せてソフトウェア台帳の整備に着手します。	措置等を講じた
71	その他	意見	ウ. 情報PCの予備機の管理について	・情報PCの予備機についても実在性の調査を実施すべきである。	163	平成23年12月に予備機も含め全台実在確認を行いました。今後は年2回程度確認を行う予定です。	措置等を講じた
72	その他	意見	エ. リース物品の管理について	・リースにより調達した物品であっても、紛失等の事態を招かないようにするため、リース台帳を整備するとともに現物に備品番号シールを貼付し、定期的に現物調査を実施するべきである。	163	情報政策課が契約事務を行ったリース物品については管理台帳に登載し、平成23年度から順次、備品管理シールを貼付しています。現物調査については、定期的の実施することとしました。	措置等を講じた
73	物品に係る総括意見	意見		<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に物品管理に関する意識を高めることが最も重要であり、そのような組織風土を構築することが肝心と思われる。 ・意識の向上に関しては、啓蒙活動が必須であり、また、それを後押しする仕組みの構築が不可欠である。たとえば、学校までの管理を含めた全庁的な一元管理の体制を整備し、現在の現物調査の実施方法等についての不備を改善するとともに、その周知活動を徹底し、また、モニタリングを積極的、効果的に実施する必要がある。 ・なお、現在、財産に関する調書では、物品の区分及び種目ごとの件数のみが記載されているが、物品という財産である以上、件数のみならず金額情報も重要と考える。このような資産に関する計数的な残高という考え方は、現在行われている公会計改革においても十分に意識されているところであり、物品管理に関してもより一層の高い意識を持って管理に当たることが望まれる。 	164	今後の物品管理については、事務の流れやマニュアルの整備も含めて、より良い管理のあり方等について、全庁的に周知徹底を図り適正化に努めて参りたいと考えております。	検討中

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
1	柏市土地開発基金	意見	②土地の取得及び買い戻しについて	<ul style="list-style-type: none"> 基金は事業の円滑な執行に資するため、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を機動的に取得するための手段として用いられるべきものであるところから、土地については本来短期間で買い戻すべきものであると考える。特に道路用地については、既に道路としての用に供されていることから、市はこれを早期に買い戻すべきである。 市の条例及び要綱等には基金で取得した土地について買い戻しについての期限は特に定められていない。しかし、基金の目的を鑑みると、買い戻しについての原則的な期限を定め、これを行うことが望ましい。 	171	<ul style="list-style-type: none"> 既に道路として供用している土地の一部を買い戻す経費を平成24年度予算に計上しています。今後も、計画的な買い戻しを実施し、5年以内に買い戻しを完了する予定です。 今後、新たに土地を取得する場合には、買い戻し期限を設定します。また、土地開発基金からの買い戻し期限については、要領等を定めること検討します。 	措置等を講じた
2	柏市介護保険事業財政調整基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> 市は、3年毎の介護保険事業計画策定時にあわせた基金活用のシミュレーションは実施しているが、中長期的な積立額や取崩額に関するシミュレーションは実施していない。市の厳しい財政事情に鑑みると、将来にわたる給付(保険給付費)と負担(保険料)のシミュレーションを実施したうえで、各事業計画期間における基金の残高の水準(基金の必要額)についての検討を実施する意義があると考ええる。 	176	<p>柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会において第5期介護保険事業計画(平成24年度から平成26年度)の策定に当たり平成35年度まで保険給付費の推計を行いさらに第8期介護保険料(平成33年度から平成35年度)まで推計して、財政調整基金の残高を考慮しつつ第5期の介護保険料の検討を行いました。</p> <p>この基金は、財源の不足が生じたときの財源として積み立てることを目的としていないので、保険給付費に対する介護保険料の余剰金を積み立てています。今後とも余剰金及び不足が発生しないよう介護保険料の算定にあたっては、事業期間中の要介護認定者数や利用者の伸び、保険給付費の利用実績や施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて検討を行います。</p>	措置等を講じた
3	柏市都市整備基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> 基金を管理する都市計画課では、予算編成にあたり、財政課からの指示のあった数値にて予算書類を作成し、形式的に決裁を行うにすぎず、内容の検討・検証は行っていない。また、繰替運用にあたっては、都市計画課は財政課の指示内容に基づいて伝票起票して決裁を形式的に行うにすぎず、内容の検討・検証は行っていない。基金の取崩額の使途も都市計画課では把握していない状況であり、都市計画課で決裁を行う実質的な意味が存在しない。管理部署の一元化を図る必要があるのではないかと考える。 当基金は都市整備のための基金であるが、積み立てや取り崩しの方針や中長期的な事業計画がないため、基金の趣旨の具体性が欠けていると史料する。基金の処分については、財政課の予算編成上の財源不足分に充当されており、財政調整基金に近い性格である。財政調整基金のように用途の制限がない方がより有効な利用が図れるため、財政調整基金との統合も含めた見直しを検討すべきではないかと考える。 	178	<p>報告書にあるとおり、都市計画課では、形式的な決裁事務を行っているに過ぎないため、実質的に基金の管理運用を行っている財政課へ移管できるよう協議を行います。</p> <p>・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。</p>	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(基金)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
4	柏市福祉医療基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> 当基金は平成22年度に総合保健医療福祉施設の建設工事等に充当され、基金の大きな目的の事業が終了しており、平成23年度以降の具体的な使用計画はなく、その使途に関して具体性に欠けると思料する。 当基金の現状は、結果的には、福祉・医療事業の財源調整としての活用に留まっており、基金の設置目的からしてより強い具体性が求められると思料する。仮に具体的な施策との紐付けが容易でないならば財政調整基金のように使途の制限がない方がより有効な利用が図れるため、財政調整基金との統合も含めた見直しを検討すべきではないかと考える。 	179	・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。	措置等を講じた
5	柏市文化振興基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> 現状は基金としての存在意義が必ずしも十分とは言えない。基金のPR方法に工夫を施して市民に基金の意義を広く理解してもらい、寄附金の増加を図るとともに、助成対象者の門戸も広げるべきではないかと考える。 現状は活用件数及び活用額が少ないため、事業の経費は運用益金とほぼ同じ水準にとどまっている。運用益金の水準に活用額をとどめているのが実態である。活用件数及び活用額を拡大した場合には、運用益金だけでは不足し、一般会計歳出の持ち出し幅が拡大する。その場合には、寄附によって積み立てられた部分について取り崩すことが基金の趣旨及び寄附者の意図に沿うことになるのではないかと考える。 運用利回りについては、基金設置当時と今日とを比較すると大幅に低下しており、基金の資金が有効利用とならず固定化している状態にある。今日の低金利では市が目標として掲げている芸術文化の更なる活性化のための財源を賄うことは困難となる可能性もあることから、基金を廃止して市繰入金を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。 	182	・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。	措置等を講じた
6	柏市スポーツ振興基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> 利率の低下から、基金の運用利子をもって全国大会等出場奨励金及びスポーツ顕彰に係る歳出財源のすべてを賄うことはできない状態となっており、その殆どを一般会計の歳出に依存している。ある程度の金利が稼げた時代のスキームは崩壊し、当該基金残高に相当する資金が固定化してしまっている状況にある。したがって、基金の活用方法の見直しを図ることが必要である。 歳出額が利子を上回る場合には、当該部分を基金の取り崩しによって充当することも基金の趣旨に沿った活用方法であると考え。 あるいは今日の低金利では財源を賄えないのは明らかであり、市繰入金を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。但し、寄附等によって基金として積み立てられた部分については当該寄附の行われた趣旨に則り、一般会計に戻し入れるのではなく、当該歳出のために取り崩すことが望まれる。 	185	・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。	措置等を講じた

平成23年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(基金)

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
7	柏市国際交流振興基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> ・基金の運用益金で国際交流事業の経費の財源のすべてを賄うことはできず、そのほとんどが一般会計歳出の持ち出しによっている。ある程度の金利が稼げた時代のスキームは崩壊し、資金が固定化しており、基金として積み立てておく意義が薄れている。したがって、基金の活用方法の見直しを図ることが必要と考える。 ・寄附によって積み立てられた部分について事業に充てて取り崩すことも基金の趣旨及び寄附者の意図に沿うことになるのではないかと考える。 ・今日の低金利下では運用益の増加を見込むことは困難であり、基金を廃止して市繰入を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。 	188	・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。	措置等を講じた
8	柏市庁舎建設基金	意見		<ul style="list-style-type: none"> ・現本庁舎は竣工後30年近く経過しており残存耐用年数は20年程度となっている。新庁舎の建設には市の財産として建設するにしても賃借するにしても相当の額の支出が予想される。新庁舎建設の際には起債によることも考えられるが、市民の負担の世代間の公平を図るためには起債と基金の積み立てとのバランスを図ることが望ましい。財源の確保は難しいと予想されるのではないかと考える。 ・本庁舎の建設事業費の見積りは基金設置前に行われているが、その後長期間が経過し、経済環境や見積りの前提等も大幅に変化していると思われるため、建設事業費の計算を再度行う必要があると考える。そして、計算結果により基金の規模や積立計画も再検討する必要があると考える。 	190	・下記「管理番号9 基金に係る総括意見」とおりです。	措置等を講じた
9	基金に係る総括意見	意見		<ul style="list-style-type: none"> ・不足する基金がある一方、他方では必ずしも効率的でない、固定化された基金がある。また、財政調整基金と一体で考えられる余地のある基金がある。表面的な基金残高と実際に利用可能な資金残高との間に乖離が生じ、一般会計と基金の振替を実施できれば実態的に適合すると思われる基金もある。 ・個別の基金そのものについて、当初設置時の制度目的と現在及び将来を見据えた制度目的とを検討するとともに、現在の低金利時代における運用果実での事業遂行が困難と思われる状況を踏まえ、全体的な観点から各基金の適正な残高バランスにつき、再度検討する必要があるのではないかと考える。この場合、基金の取り崩しや統合、振替等の実施が条例により困難であるならば、必要に応じ条例改正も視野に入れた基金のあり方を検討する必要があるのではないかと考える。 	190	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の目的や資金需要の現状及び問題点を把握し、資産の効果的・効率的な活用の観点から、各種基金に積み立てられた資金について、その必要性やあり方を検討します。 ・平成24年5月30日・31日の2日間の日程で、財政課による各基金所管部署へのヒアリングを実施し、寄附金や一般会計からの繰入金金の取扱いについて意見交換を行いました。今後は、ヒアリング結果を踏まえ、庁内検討会を経て基本方針を策定し、基金の整理・再編に取り組みます。 	措置等を講じた